

◆さまざまなリスクに備える

団体総合生活補償保険



保険期間と申込締切日

保険期間（ご契約期間）

2026年7月21日（火）16時から1年間

申込締切日

2026年5月12日（火）お申込みは年1回です。

今回の契約から補償内容や保険料が変更されております。前年からプランの変更なく継続される場合も、必ず内容をご確認ください。

※詳しくはパンフレットのトピックスをご確認ください。

お問い合わせ先

■ご不明な点はお問い合わせ先までご連絡ください。

取扱代理店

株式会社ジョットインターナショナル

TEL 0120-021-900

ホームページからもお問い合わせいただけます。



ジョットインターナショナル

検索

損害保険引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

トヨタ営業部 矢崎室

〒411-0036 静岡県三島市一番町15-26 ミシマスルガビル4F

TEL 050-3460-1287

※退職者さまの補償内容および保険料は、15～19ページをご参照ください。

基本補償（傷病補償）の変更

・ S1～S4型の補償拡大。

先進医療費用も補償の対象となりました。

⇒オプションの先進医療費用補償Z型は廃止となります。

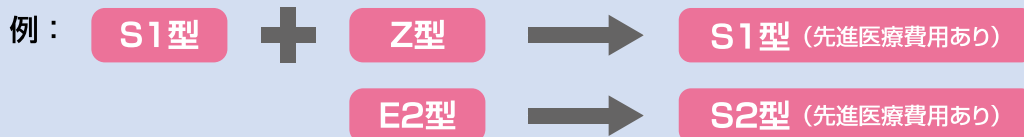
先進医療も
補償対象に！

・ E1～E4型の廃止。

E型へ加入中の方は、補償が充実したS型で自動的に継続されます。

⇒E型では疾病入院保険金に4日間の免責がありました。

S型では1日目から補償され、疾病通院保険金も補償の対象となります。



オプション（レジャー補償）の変更

・ L1～L5型の廃止。

L型へ加入中の方は、B型で自動的に継続されます。

⇒L型は日常生活賠償保険金額が1億円限度でしたが、B型では3億円限度となります。

日常生活賠償
保険金額が
3億円にUP！



その他の変更

近年の保険金支払い状況を踏まえ、保険料や補償が変更されました。

親介護一時金補償

免責期間（フランチャイズ期間）が90日から30日へ変更となります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の保険金支払いの要件の一つである「同伴競技者及び同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等）の両方がボールがホールにカップインしたことを目撃したこと」について、「目撃」には達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認しただけの場合は含まないことを明確化しました。



熱中症危険補償特約

熱中症による日射または熱射により死亡した場合、「傷害死亡」保険金もお支払いできるようになりました。



携行品損害補償特約の補償

漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された物）は、補償対象外へ変更となります。



みなし通院定義※

ギプス等の「その他これらと同程度に固定することができるもの」に含まれていた「硬性コルセット」および「デゾー固定（デゾー包帯）」は補償対象外に変更となります。

※みなし通院とは…該当部位をギプス等で常時装着した日数を通院してなくても通院日数としてカウントするもの

（ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り。）

※上記内容は主な改定内容となります。詳細は「お支払する保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

この保険の特長

- その1 この保険は、矢崎グループ独自の補償内容です。
- その2 個人加入より約47.5%割安で加入いただけます。
(団体割引 25%適用・損害率による割引 30%適用)
- その3 ご家族も加入可能です。
- その4 保険料は給与天引きです。
- その5 自由設計可能!ご自身で補償を選択できます。
- その6 退職後もしっかりサポート。
- その7 多彩なサービス提供。

制度の概要

加入いただける方	本人	矢崎グループの役員・従業員で80才以下の方
	配偶者	矢崎グループの役員・従業員の配偶者で80才以下の方
	子ども	矢崎グループの役員・従業員の子どもで生後15日以上の方
	親	矢崎グループの役員・従業員の親(別居でも可、配偶者の親を含む)で80才以下の方
保険料払込方法	毎月の給与から12回控除 / 控除開始月:9月より	
次年度以降のお取り扱いについて	加入申込票の提出またはWebでのお手続きのない限り、在職中はご継続年令80才まで自動継続されます。 (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。 ※傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご契約内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。	
その他ご注意点	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料は2026年7月21日時点の被保険者の年令および保険料率により計算されます。 • 健康状態告知書質問事項の回答内容やWeb申込時入力内容または加入申込票(兼告知書)記載事項(職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。 • 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWeb申込画面または加入申込票に回答していただけます。正しく回答していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。 • 加入者が退職などで上記加入資格を失われた場合には、契約の継続可否等、詳細については株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。 	
お申込方法	在職者	<ul style="list-style-type: none"> • Web(PC・スマートフォン)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。Web上でお手続きが完結しますので、ご提出いただくものではありません。 ※すでにご加入されている方がお手続きされない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、お申込内容に変更がなく、自動継続される場合も保険料は変更になる場合がありますので、ログインいただきWebで新保険料をご確認ください。 * Webよりお申込みができない場合には取扱代理店:株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。
	退職者	<ul style="list-style-type: none"> ① ご加入希望で2025年6月以降に退職された方は、加入申込票(兼告知書)をご提出ください。 ② 変更のない場合は意向確認書をご提出ください。 ③ 補償内容の変更、脱退をご希望の方は、加入申込票(兼告知書)をご提出ください。
	退職予定者	株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。

保険の構成・補償内容について

基本補償1

死亡・後遺障害（ケガのみ）、
ケガや病気による入院、手術、通院した
時や先進医療に要する費用に備えたい

傷病補償

本人 配偶者 子ども 親

基本補償2

ケガによる死亡・後遺障害・
入院・手術・通院
に備えたい

傷病補償（ケガのみ）

本人 配偶者 子ども 親

or



オプション

傷病補償にセットできるオプション

がんの補償がほしい

がん補償

本人 配偶者 子ども 親

自分の介護費用に備えておきたい

本人介護補償

本人 配偶者

親の介護費用に備えておきたい

※特約被保険者は本人・配偶者の親となります。同居・別居は問いません。

親介護一時金補償

本人

ケガや病気で会社を休んだ際の
所得減少に備えたい

休業補償

本人

弁護士への法律相談に備えておきたい

弁護士費用補償

本人

損害賠償等に備えておきたい

レジャー補償

本人

傷病補償（ケガのみ）にセットできるオプション

がんの補償がほしい

がん補償

本人 配偶者 子ども 親

ケガや病気で会社を休んだ際の
所得減少に備えたい

休業補償

本人

弁護士への法律相談に備えておきたい

弁護士費用補償

本人

損害賠償等に備えておきたい

レジャー補償

本人

23才

月払保険料 **1,480円**

● **新加入パック**

はじめてご加入の方にオススメ!

補償内容(区分)		加入型	保険金額	保険料	
傷病補償	傷害死亡・後遺障害	S2型	500万円	1,180円	
	入院保険金日額(ケガ・病気)		5,000円		
	手術		ケガ 入院中		5万円
			病気 入院中以外		2.5万円
	疾病放射線治療(病気)		5万円		
	通院保険金日額(ケガ・病気)		1,500円		
	先進医療費用(ケガ・病気)		1,000万円		
がん補償	がん診断保険金	G3型	100万円	120円	
	がん入院保険金日額		10,000円		
	がん手術		入院中		10万円
			入院中以外		5万円
	がん放射線治療		10万円		
	がん先進医療費用		100万円		
	がん退院時一時金		10万円		
	がん通院保険金日額		5,000円		
レジャー補償	日常生活賠償	B4型	3億円限度	180円	
	携行品損害		20万円限度		
	受託物賠償		30万円限度		

35才

月払保険料 **620円**

● **がん補償パック**

がんに備える

補償内容(区分)		加入型	保険金額	保険料	
傷病補償(ケガのみ)	傷害死亡・後遺障害	S6型	—	150円	
	傷害入院保険金日額		1,000円		
	傷害手術		入院中		1万円
			入院中以外		5,000円
	傷害通院保険金日額		500円		
	がん補償		がん診断保険金		G2型
がん入院保険金日額		15,000円			
がん手術		入院中	15万円		
		入院中以外	7.5万円		
がん放射線治療		15万円			
がん先進医療費用		150万円			
がん退院時一時金		15万円			
がん通院保険金日額		7,500円			

何に加入したらいいの?

にお答えします

Q こどもが学校から**タブレットを借りている**。
誤って壊してしまったらどうしよう…

A **レジャー補償** がおすすめ!
受託物賠償責任補償で補償できます。
(パンフレット 14 ページをご確認ください。)

Q **ケガや病気で**
仕事を休むことになったとき、
こどもの教育費を減らしたくないなあ…

A **休業補償** がおすすめ!
(パンフレット 12 ページをご確認ください。)

月払保険料 **440円**

● **賠償責任パック**

事故に備える

補償内容(区分)		加入型	保険金額	保険料	
傷病補償(ケガのみ)	傷害死亡・後遺障害	S6型	—	150円	
	傷害入院保険金日額		1,000円		
	傷害手術		入院中		1万円
			入院中以外		5,000円
傷害通院保険金日額	500円				
レジャー補償	日常生活賠償	B3型	3億円限度	290円	
	携行品損害		10万円限度		
	受託物賠償		30万円限度		
	ホールインワン・アルバトロス費用		20万円限度		

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。

ポイント

新

- ・E1～E4型の廃止。
E1～E4型に加入されていた方は、S1～S4型で継続となります。
- ・オプションであった先進医療費用補償（Z型）を組み込みました。

更新前	2026年7月更新後
E1型	→ S1型(先進医療費用あり)
E2型	→ S2型(先進医療費用あり)
E3型	→ S3型(先進医療費用あり)
E4型	→ S4型(先進医療費用あり)

主な補償内容

ケガや病気で入院、手術、通院した時
ケガにより死亡または後遺障害状態になった場合

- ・病気による入通院
- ・スポーツ中のケガ
- ・体育の授業中のケガ
- ・地震もしくは噴火などによるケガ
- ・熱中症による入通院
⇒熱中症は死亡でも補償されるように
- ・先進医療に要する費用

改定
ポイント

新

※詳しい補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのため、死亡したときや約款所定の後遺障害状態になったとき、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

ポイント

一時金としてお支払い

傷害入院保険金・疾病入院保険金

事故によるケガにより入院した時、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間180日】

疾病により入院したとき、1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間180日】

ポイント

- 〈傷害入院保険金〉支払限度日数180日
- 〈疾病入院保険金〉支払限度日数180日

傷害通院保険金・疾病通院保険金

事故によるケガの治療のために通院したとき1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間180日】

疾病により入院し、その前後に通院したとき1日につき疾病通院保険金日額をお支払いします。

※入院日の前日から60日以内の通院または退院日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。

【支払対象期間180日】

ポイント

- 〈傷害通院保険金〉支払限度日数90日
- 〈疾病通院保険金〉支払限度日数30日

加入いただける方

本人、配偶者、子ども、親

★配偶者のみ、子どものみ、親のみでも加入可能

セット特約

熱中症危険補償特約・天災危険補償特約

先進医療費用保険金補償特約

疾病通院保険金の支払条件変更特約

健康状態告知について

新たにお申込みいただく場合、健康状態告知が必要です。
継続加入で補償内容を拡大する契約条件を変更する場合も健康状態告知が必要です。

傷害手術保険金・疾病手術保険金・
疾病放射線治療保険金

事故によるケガや病気により所定の手術・放射線治療(病気のみ)を受けたとき、入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします。

*手術・放射線治療を複数回受けた場合についてはお支払いの限度があります。

ポイント

手術に加え放射線治療(病気のみ)もお支払い

〈手術保険金〉

- ・入院中：入院保険金日額の10倍
 - ・入院中以外：入院保険金日額の5倍
- 〈放射線治療保険金〉
- ・入院保険金日額の10倍

新

先進医療費用保険金

身体障害を被りその身体障害の治療のため、保険期間中に、日本国内の病院または診療所で先進医療を受けた場合に、負担した費用(実費)を保険金としてお支払いします。

ポイント

先進医療に要する治療費用に加えて交通費もお支払い

※先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されます。通常、各種保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で費用等の立替えが必要ですが、先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるため、お客さまに代わり、費用(技術料)を直接病院にお支払いすることができます。

【先進医療費用の病院直接支払をご利用にあたりご注意いただきたい点】

- ・以下の条件を満たすことが必要となります。
 - 保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること
 - 先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること
(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます)
- (注)ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

補償内容と月払保険料

加入型		S1型	S2型	S3型	S4型	
傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	500万円	500万円	500万円	
入院保険金日額	ケガ	7,000円 (1日目から)	5,000円 (1日目から)	3,000円 (1日目から)	2,000円 (1日目から)	
	病気	7,000円 (1日目から)	5,000円 (1日目から)	3,000円 (1日目から)	2,000円 (1日目から)	
手術保険金額 疾病放射線治療保険金額	ケガ	入院中	7万円	5万円	3万円	2万円
		入院中以外	3.5万円	2.5万円	1.5万円	1万円
	病気	入院中	7万円	5万円	3万円	2万円
		入院中以外	3.5万円	2.5万円	1.5万円	1万円
		放射線治療	7万円	5万円	3万円	2万円
通院保険金日額	ケガ	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	
	病気	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	
新	先進医療費用保険金額※	ケガ・病気	1,000万円			
0才(生後15日以上)~4才		2,130円	1,670円	1,220円	1,030円	
5才~9才		1,480円	1,200円	930円	830円	
10才~14才		1,420円	1,150円	910円	810円	
15才~19才		1,380円	1,120円	890円	800円	
20才~24才		1,450円	1,180円	920円	820円	
25才~29才		1,620円	1,300円	1,000円	880円	
30才~34才		1,770円	1,400円	1,060円	920円	
35才~39才		1,780円	1,420円	1,060円	920円	
40才~44才		1,780円	1,410円	1,060円	920円	
45才~49才		1,940円	1,530円	1,130円	970円	
50才~54才		2,290円	1,780円	1,280円	1,070円	
55才~59才		2,770円	2,120円	1,490円	1,220円	
60才~64才		3,580円	2,700円	1,850円	1,480円	
65才~69才		4,570円	3,420円	2,280円	1,770円	
70才~74才		6,590円	4,870円	3,160円	2,400円	
75才~79才		10,010円	7,320円	4,650円	3,450円	
80才		15,780円	11,440円	7,130円	5,110円	

● 団体割引25% (被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

● 年令は2026年7月21日時点の満年令です。

● 傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日 傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日
熱中症危険補償特約、天災危険補償特約セット

疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日 疾病通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数30日

疾病通院保険金の支払条件変更特約、特定精神障害補償特約自動セット

※ 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。)が他に
あるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償
されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

主な補償内容

ケガで入院、手術、通院した時
ケガにより死亡または後遺障害状態になった場合

- ・スポーツ中のケガ
- ・体育の授業中のケガ
- ・地震もしくは噴火などによるケガ
- ・熱中症による入通院

改定
ポイント

⇒熱中症は死亡も補償されるように

※詳しい補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのため、死亡したときや約款所定の後遺障害状態になったとき、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

ポイント

一時金としてお支払い

傷害入院保険金

事故によるケガにより入院したとき、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間180日】

ポイント

<傷害入院保険金>支払限度日数180日

加入いただける方

本人、配偶者、子ども、親

★配偶者のみ、子どものみ、親のみでも加入可能

セット特約

熱中症危険補償特約・天災危険補償特約

健康状態告知について

健康状態告知は不要です。

傷害手術保険金

事故によるケガにより所定の手術を受けたとき、傷害入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします。

*手術を複数回受けた場合についてはお支払いの限度があります。

ポイント

手術もお支払い

<手術保険金>

- ・入院中：傷害入院保険金日額の10倍
- ・入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍

傷害通院保険金

事故によるケガの治療のために通院したとき1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間180日】

ポイント

<傷害通院保険金>支払限度日数90日

補償内容と月払保険料

加入型		S0型	S5型	S6型
傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	—	—
傷害入院保険金日額		—	2,000円 (1日目から)	1,000円 (1日目から)
傷害手術保険金額	入院中	—	2万円	1万円
	入院中以外	—	1万円	5千円
傷害通院保険金日額		—	2,000円	500円
月払保険料		410円	450円	150円

●団体割引25% (被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

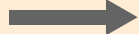
●傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日 傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日
熱中症危険補償特約、天災危険補償特約セット

**オプションだけで加入いただくことはできません。
以下の基本補償との組み合わせをご確認ください。**

各オプション補償のタイトル右上にセット可能な基本補償名を記載しています。

基本補償1「傷病補償(S1~S4)」

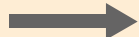
のみセット可能



「傷病補償(S1~S4)とセット可能」

基本補償1「傷病補償(S1~S4)」

いずれの基本補償にもセット可能



基本補償2「傷病補償(ケガのみ)(S0,S5,S6)」

「基本補償とセット可能」

基本補償とセット可能

がん補償

主な補償内容

がんによる入院、手術などの治療費に備えたい。

2026年度新規ご加入の方は2026年10月19日午前0時以降にがんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

※初年度契約の保険期間の開始時より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待期間といひます)を経過した日の翌日午前0時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。

加入いただける方

本人、配偶者、子ども、親

★配偶者のみ、子どものみ、親のみでも加入可能

セット特約

がん通院保険金の支払条件変更特約

健康状態告知について

新たにお申込みいただく場合、健康状態告知が必要です。継続加入で補償内容を拡大する契約条件を変更する場合も健康状態告知が必要です。

がん診断保険金

がんと診断確定されたとき一時金としてがん診断保険金額の全額をお支払いします。

※保険期間を通じ、上皮内新生物・がんそれぞれ1回のお支払いに限ります。

ポイント

2年超経過後の再発もお支払い

※がんと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した後の再発が対象となります。

がん通院保険金

がんと診断確定され入院し、その前後にがんの治療で通院したとき、1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。

ポイント

支払限度日数 45日

※入院日の前日から60日以内の通院または退院日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。

がん入院保険金

がんと診断確定され、入院したときに1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。

【支払対象期間:無制限】

ポイント

日帰り入院からお支払い

※がんと診断確定され、入院したとき、入院1日目からお支払いします。

がん手術保険金・がん放射線治療保険金

がんと診断確定され、所定の手術を受けたときがん入院保険金日額の10倍または5倍、所定の放射線治療を受けたときがん入院保険金日額の10倍をお支払いします。

※手術・放射線治療を複数回受けた場合についてはお支払いの限度があります。

ポイント

手術に加え放射線治療もお支払い

〈手術保険金〉

・入院中：がん入院保険金日額の10倍

・入院中以外：がん入院保険金日額の5倍

〈放射線治療保険金〉

・がん入院保険金日額の10倍

がん退院時一時金

がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合または365日を超えて入院した場合にがん退院時一時金をお支払いします。

ポイント

退院後の療養費やお見舞い返し等に

※1入院につき、1回のお支払いに限ります。

がん先進医療費用保険金

がんが診断確定され、そのがんの治療のため、保険期間中に日本国内の病院または診療所で先進医療を受け、その費用を負担したとき、がん先進医療費用保険金(実費)をお支払いします。



先進医療に要する費用や先進医療を受けるために要した交通費など

※先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。通常、各種保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で費用等の立替えが必要ですが、先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるため、お客さまに代わり、費用(技術料)を直接病院にお支払いすることができます。

【先進医療費用の病院直接支払をご利用にあたりご注意ください】

・以下の条件を満たすことが必要となります。

○保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること

○先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること

(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます)

(注)ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれがある場合は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

補償内容と月払保険料

加入型		G1型	G2型	G3型	G4型
がん診断保険金額		200万円	150万円	100万円	50万円
がん入院保険金日額(日数限度なし)		20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
がん手術保険金額 がん放射線治療保険金額	入院中	20万円	15万円	10万円	5万円
	入院中以外	10万円	7.5万円	5万円	2.5万円
	放射線治療	20万円	15万円	10万円	5万円
がん退院時一時金額		20万円	15万円	10万円	5万円
がん通院保険金日額(45日限度)		10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
がん先進医療費用保険金額		200万円	150万円	100万円	50万円
0才(生後15日以上)~4才		310円	230円	170円	90円
5才~9才		190円	140円	100円	70円
10才~14才		180円	130円	100円	60円
15才~19才		190円	140円	110円	60円
20才~24才		230円	180円	120円	80円
25才~29才		280円	210円	150円	90円
30才~34才		370円	280円	200円	120円
35才~39才		630円	470円	330円	170円
40才~44才		1,110円	830円	560円	280円
45才~49才		1,930円	1,450円	970円	490円
50才~54才		3,060円	2,290円	1,520円	780円
55才~59才		4,790円	3,600円	2,400円	1,210円
60才~64才		6,850円	5,140円	3,440円	1,730円
65才~69才		9,790円	7,340円	4,900円	2,460円
70才~74才		12,790円	9,590円	6,400円	3,200円
75才~79才		14,040円	10,530円	7,030円	3,530円
80才		13,940円	10,450円	6,990円	3,500円

●団体割引25%(被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

●年令は2026年7月21日時点の満年令です。

●がん入院保険金支払対象期間:無制限、免責期間0日、がん通院保険金支払対象期間:180日(45日限度)、がん通院保険金の支払条件変更特約セット

本人介護補償

主な補償内容

被保険者ご本人が要介護状態(*)となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて30日を超えて継続した場合に、介護一時金をお支払いします。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上*の状態をいいます。

*要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット

(注)介護一時金支払特約は、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

免責期間(フランチャイズ期間):30日

ポイント

ご加入にあたっては
医師による診査は不要

加入いただける方

本人、配偶者

セット特約

介護一時金支払特約・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)

健康状態告知について

新たにお申込みいただく場合、健康状態告知が必要です。

補償内容と月払保険料

加入型	C型
介護一時金額(一時金)	500万円
0才(生後15日以上)~4才	30円
5才~9才	30円
10才~14才	30円
15才~19才	30円
20才~24才	30円
25才~29才	30円
30才~34才	30円
35才~39才	30円
40才~44才	30円
45才~49才	60円
50才~54才	120円
55才~59才	290円
60才~64才	660円
65才~69才	1,560円
70才~74才	3,550円
75才~79才	7,890円
80才	20,010円

●団体割引25%(被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

●年令は2026年7月21日時点の満年令です。

●団体総合生活補償保険/介護一時金支払特約、要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット
免責期間(フランチャイズ期間):30日

親介護一時金補償

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。



ポイント

免責期間（フランチャイズ期間）が90日から30日に変更となります。

主な補償内容

被保険者ご本人または配偶者の親が要介護状態（※）となり、その状態が30日を超えて継続した場合に、親介護一時金をお支払いします。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上*の状態をいいます。

*要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

（注）親介護一時金支払特約は、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

免責期間（フランチャイズ期間）:30日



ポイント

ご加入にあたっては
医師による診査は不要

加入いただける方

本人

特約被保険者

本人または配偶者の親（同居・別居は問いません）で2026年7月21日時点の年齢が40才以上84才以下（継続のみ89才以下）の方

セット特約

親介護一時金支払特約・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）

健康状態告知について

健康状態告知書質問事項の＜質問＞について回答ください。補償内容を拡大する契約条件を変更する場合も健康状態告知が必要です。被保険者ご本人（本人）が特約被保険者（親）に健康状態を確認し、代理してご回答ください。

補償内容と月払保険料

加入型		P1型	P2型
親介護一時金額（一時金）		100万円	300万円
親 の 年 令	40才～44才	10円	20円
	45才～49才	10円	30円
	50才～54才	20円	70円
	55才～59才	60円	170円
	60才～64才	130円	400円
	65才～69才	310円	940円
	70才～74才	710円	2,130円
	75才～79才	1,580円	4,730円
	80才～84才	4,000円	12,010円
85才～89才（継続のみ）		8,240円	24,730円

●団体割引25%（被保険者（本人）総数5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引30%適用にて試算しております。

●年齢は2026年7月21日時点の満年齢です。

●団体総合生活補償保険/親介護一時金支払特約、要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット
免責期間（フランチャイズ期間）:30日

休業補償

主な補償内容

日本国内外においてケガまたは病気により、免責期間（4日）を超えて就業不能となった場合に、てん補期間（1年間）を限度に保険金をお支払いします。

なお、保険期間の開始時（注）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

てん補期間:1年/免責期間:4日

ポイント

骨髄提供に伴う入院も補償します。

骨髄提供者（ドナー）が、骨髄採取の手術に伴って入院した場合も補償します。

※初年度契約については1年の待機期間があります。

※骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）（注）

（注）所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

加入いただける方

本人

セット特約

団体総合生活補償保険（所得補償特約）、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）、天災危険補償特約（所得補償特約用）

健康状態告知について

新たにお申込みいただく場合、健康状態告知が必要です。

継続加入で補償内容を拡大する契約条件を変更する場合も健康状態告知が必要です。

保険金額（月額） 設定上のご注意

所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額を設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

（注）・「平均所得額」とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

・「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

補償内容と月払保険料

加入型	20型	16型	12型	8型	4型
所得補償保険金額（月額）	200,000円	160,000円	120,000円	80,000円	40,000円
15才～19才	660円	530円	400円	260円	130円
20才～24才	940円	750円	560円	380円	190円
25才～29才	1,020円	820円	610円	410円	200円
30才～34才	1,280円	1,020円	770円	510円	260円
35才～39才	1,560円	1,250円	940円	620円	310円
40才～44才	1,880円	1,500円	1,130円	750円	380円
45才～49才	2,220円	1,780円	1,330円	890円	440円
50才～54才	2,560円	2,050円	1,540円	1,020円	510円
55才～59才	2,660円	2,130円	1,600円	1,060円	530円
60才～64才	2,880円	2,300円	1,730円	1,150円	580円
65才～69才	3,220円	2,580円	1,930円	1,290円	640円
70才～74才	5,360円	4,290円	3,220円	2,140円	1,070円
75才～79才	8,020円	6,420円	4,810円	3,210円	1,600円
80才	8,020円	6,420円	4,810円	3,210円	1,600円

● 団体割引25%（被保険者（本人）総数5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引30%適用にて試算しております。

● 年令は2026年7月21日時点の満年令です。

● 団体総合生活補償保険（所得補償特約）、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）、天災危険補償特約（所得補償特約用）セット

● 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含まれます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

弁護士費用補償

主な補償内容

偶然な事故により被保険者が被った身体の障害、居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取の被害が発生し、損害賠償請求を行い弁護士費用等を負担または法律相談を行った場合に保険金をお支払いします。

【弁護士費用等保険金額300万円、法律相談費用保険金額10万円】

ポイント

ご家族が補償の対象

※ご家族とはご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子です。

加入いただける方

本人

健康状態告知について

健康状態告知は不要です。

このようなときにご利用できます

- ・他人の犬にかまれケガをしたが飼い主が治療費を払ってくれず、弁護士に相談した。
- ・お子さまが自転車に追突され、相手は全く賠償してくれる様子がなく、弁護士に相談した。

補償内容と月払保険料

加入型	A型
弁護士費用等保険金額	300万円
月払保険料	160円

- 団体割引25% (被保険者(本人) 総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。
- 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

レジャー補償

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。

ポイント

- ・L1～L5型の廃止。
L1～L5型に加入されていた方は、B1～B5型で継続となります。
- ・携行品損害補償で補償していた漁具（釣竿、リール、たも網など）が補償の対象外となります。

更新前	2026年7月更新後
L1型	→ B1型
L2型	→ B2型
L3型	→ B3型
L4型	→ B4型
L5型	→ B5型

主な補償内容

日常生活における損害賠償責任、破損・盗難などによる携行品の損害、ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会費用などを補償します。

加入いただける方

本人

健康状態告知について

健康状態告知は不要です。

日常生活賠償補償

日本国内外での日常生活での偶然な事故等により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、日本国内での電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

ポイント

示談交渉サービス付き（日本国内で発生した事故のみ）

- 次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社に必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（注）したものに限りま。

- ①同伴競技者
- ②同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます）
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など

（注）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することを行います（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。詳細は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ポイント

国内のみお支払い

携行品損害補償

外出中に携行している被保険者所有の身の回り品が、偶然な事故により損害を被った場合に携行品損害保険金をお支払いします。

携行品損害補償の対象外となるもの

眼鏡、携帯電話、携帯電子事務機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等）、漁具等は携行品損害補償の対象外です。
詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

受託物賠償責任補償

他人から預かったものや借りたものを損壊・紛失・盗難され、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

ポイント

国内のみお支払い

被保険者（補償の対象となる方）の範囲

補償	本人	本人の配偶者	家族※
日常生活賠償補償（注）	○	○	○
携行品損害補償	○	×	×
ホールインワン・アルバトロス費用補償	○	×	×
受託物賠償責任補償（注）	○	○	○

※本人または本人の配偶者と「同居の親族※1」 および「別居の未婚※2の子」をいいます。
※1「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※2「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
本人と本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

補償内容と月払保険料

加入型	B1型	B2型	B3型	B4型	B5型
日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	3億円限度				
携行品損害保険金額（免責金額3,000円）	30万円限度	20万円限度	10万円限度	20万円限度	—
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円限度	30万円限度	20万円限度	—	—
受託物賠償責任保険金額（免責金額5,000円）	30万円限度				
月払保険料	550円	380円	290円	180円	110円

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は日本国内のみが補償対象となります。
※受託物賠償責任補償特約の補償地域は日本国内外ですが、日本国内で受託された受託物に限りま。

- 団体割引25%（被保険者（本人）総数5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引30%適用にて試算しております。
- 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

補償内容の変更について

基本補償の変更 詳細は17ページをご確認ください。

- **S1～S4型の補償拡大。先進医療費用も補償の対象となりました。**
⇒オプションの先進医療費用補償Z型は廃止となります。
- **E1～E4型の廃止。** E型へ加入中の方は、補償が充実したS型で自動的に継続されます。

オプション(レジャー補償)の変更 詳細は19ページをご確認ください。

- **L1～L5型の廃止。** L型へ加入中の方は、B型で自動的に継続されます。

3つのメリット

- ①退職後も引き続き団体割引を適用できます！
- ②退職後も継続して加入できます！
- ③保険料は口座振替です！

退職者*のご契約の概要

加入いただける方	本人	退職時に団体総合生活補償保険に加入されていた方
	配偶者	退職者の配偶者の方で、本人の退職時に団体総合生活補償保険に加入されていた方

*退職者・・・定年退職または定年退職以降に勤務され矢崎グループでの勤務を終了された方

保険料払込方法	退職時に満期日(7月21日)までの保険料についてお振込のご案内をさせていただきます。次年度以降につきましてはご指定いただいた預金口座より7月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(一時払)で引落しさせていただきます。ただし、ご退職月によっては振込みにてご対応いただく場合もございます。 ※退職後の募集時に口座振替用紙を送付いたしますのでご記入・押印のうえ、ご提出ください。 ※口座の変更をご希望の方は株式会社ジョットインターナショナルまでご連絡ください。
ご継続時のお手続き	退職者さまはWebではなく紙の加入申込票でのお手続きです。 ① 2025年6月以降に退職された方は、加入申込票(兼告知書)をご提出ください。 ② 変更のない場合は意向確認書をご提出ください。 ③ 補償内容の変更、脱退をご希望の方は、加入申込票(兼告知書)をご提出ください。
ご継続時の注意点	退職後の新規加入および新たな補償の追加、保険金額を増額することはできません。

ご退職時の流れ



- ご退職月にて休業補償は脱退となります。
- お振込については株式会社ジョットインターナショナルからご案内させていただきます。

ご退職後の補償

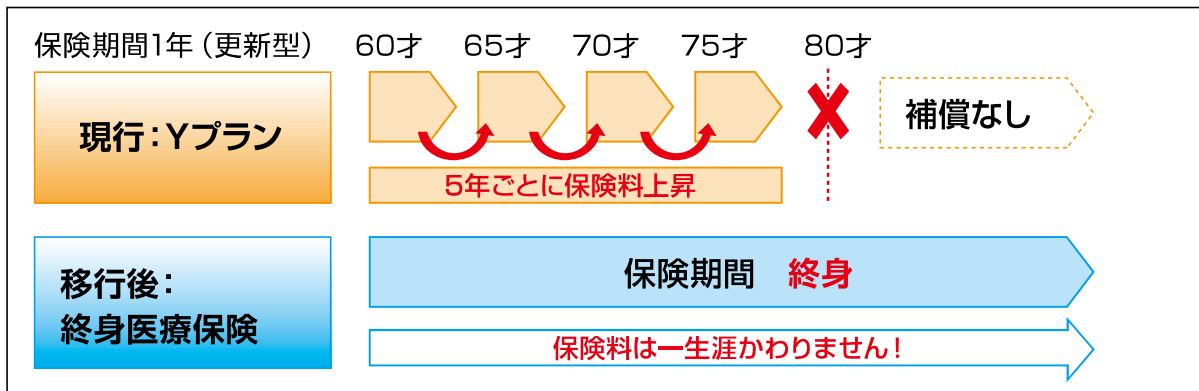
傷病補償	本人	→	継続可能
がん補償	配偶者	→	継続可能
	子ども	→	ご継続いただけません
	親	→	ご継続いただけません
休業補償	本人	→	ご退職月にて脱退となります
本人介護補償	本人	→	継続可能
	配偶者	→	継続可能
レジャー補償	本人	→	継続可能
親介護一時金補償	本人	→	継続可能
弁護士費用補償	本人	→	継続可能

退職者移行制度のご案内

簡易な告知で団体総合生活補償保険から終身医療保険へ移行いただけます

ご加入の保障内容や条件など要件を満たす場合、2026年7月21日から終身医療保険へ移行いただけます。移行希望の場合は2026年4月20日までにご連絡ください。

<保険期間/保険料 (イメージ)>



■移行の条件

- ①傷病補償S1～S3へ加入していること。②団体総合生活補償保険に継続して2年以上加入していること。
 - ③移行日から過去2年間に団体総合生活補償保険で入院・手術・放射線治療に関する保険金支払いがないこと。
- 注) 事故日が「移行日を起点として過去2年以内」の場合をいい、未払事案や請求取下げ事案を含みます。
 ※傷病補償やがん補償が移行対象となります。死亡保障は移行できませんのでご注意ください。
 ※移行前契約と移行後契約の補償(保障)は異なります。

移行後契約の引受保険会社: 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
 移行後契約の終身医療保険: 三井住友海上あいおい生命保険の&LIFE 医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up
 ※「&LIFE 医療保険Aセレクト^{エース}up」は「医療保険(無解約返戻金型)(25)無配当」の販売名称です。
 ※移行後契約は、2026年3月時点の商品を記載しています。
 ※三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
 ※生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。
 2025 - C - 0894 (2026/01/14 - 2028/01/31)

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。

ポイント

新

- ・E1～E4型の廃止。
E1～E4型に加入されていた方は、S1～S4型で継続となります。
- ・オプションであった先進医療費用補償（Z型）を組み込みました。

更新前	2026年7月更新後
E1型	→ S1型(先進医療費用あり)
E2型	→ S2型(先進医療費用あり)
E3型	→ S3型(先進医療費用あり)
E4型	→ S4型(先進医療費用あり)

基本補償1

傷病補償(※1)

加入型		S1型	S2型	S3型	S4型	
傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	500万円	500万円	500万円	
入院保険金日額	ケガ	7,000円 (1日目から)	5,000円 (1日目から)	3,000円 (1日目から)	2,000円 (1日目から)	
	病気	7,000円 (1日目から)	5,000円 (1日目から)	3,000円 (1日目から)	2,000円 (1日目から)	
手術保険金額 疾病放射線治療保険金額	ケガ	入院中	7万円	5万円	3万円	2万円
		入院中以外	3.5万円	2.5万円	1.5万円	1万円
	病気	入院中	7万円	5万円	3万円	2万円
		入院中以外 放射線治療	3.5万円 7万円	2.5万円 5万円	1.5万円 3万円	1万円 2万円
通院保険金日額	ケガ	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	
	病気	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	
先進医療費用保険金額(※2)		ケガ・病気 1,000万円				
一時払保険料	加入時年齢					
	55才～59才	30,200円	23,190円	16,160円	13,340円	
	60才～64才	38,990円	29,490円	19,990円	16,040円	
	65才～69才	49,870円	37,290円	24,700円	19,310円	
	70才～74才	71,840円	53,070円	34,290円	26,090円	
	75才～79才	109,170円	79,870円	50,550円	37,540円	
80才	172,150円	124,870円	77,590円	55,700円		

- 年齢は2026年7月21日時点の満年齢です。
- 傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日、疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日、疾病通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数30日、疾病通院保険金の支払条件変更特約、特定精神障害補償特約自動セット、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約セット

基本補償2

傷病補償(ケガのみ)(※1)

加入型		S0型	S5型	S6型
傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	—	—
傷害入院保険金日額		—	2,000円 (1日目から)	1,000円 (1日目から)
傷害手術保険金額	入院中	—	2万円	1万円
	入院中以外	—	1万円	5千円
傷害通院保険金日額		—	2,000円	500円
一時払保険料		4,450円	4,980円	1,510円

- 傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約セット

(※1) 団体割引25% (被保険者(本人) 総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。
 (※2) 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

がん補償^(※1)

加入型		G1型	G2型	G3型	G4型	
補償内容	がん診断保険金額	200万円	150万円	100万円	50万円	
	がん入院保険金日額(日数限度なし)	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	
	がん手術保険金額 がん放射線治療保険金額	入院中	20万円	15万円	10万円	5万円
		入院中以外	10万円	7.5万円	5万円	2.5万円
		放射線治療	20万円	15万円	10万円	5万円
	がん先進医療費用保険金額 ^(※2)	200万円	150万円	100万円	50万円	
	がん退院時一時金額	20万円	15万円	10万円	5万円	
がん通院保険金日額(45日限度)	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円		
一時払保険料	加入時年齢	55才～59才	52,310円	39,250円	26,180円	13,120円
		60才～64才	74,700円	56,040円	37,380円	18,710円
		65才～69才	106,790円	80,110円	53,430円	26,740円
		70才～74才	139,480円	104,630円	69,770円	34,910円
		75才～79才	153,130円	114,870円	76,590円	38,320円
		80才	152,090円	114,090円	76,070円	38,060円

●年齢は2026年7月21日時点の満年齢です。

●がん入院保険金支払対象期間：無制限、免責期間0日、がん通院保険金支払対象期間：180日(45日限度)、がん通院保険金の支払条件変更特約セット

本人介護補償^(※1)

加入型		C型
介護一時金額(一時金)		500万円
一時払保険料	55才～59才	3,180円
	60才～64才	7,230円
	65才～69才	17,070円
	70才～74才	38,680円
	75才～79才	86,080円
	80才	218,280円

●年齢は2026年7月21日時点の満年齢です。

●団体総合生活補償保険/介護一時金支払特約

免責期間(フランチャイズ期間)：30日

*要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット

(注) 介護一時金支払特約は、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

親介護一時金補償^(※1)

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。



ポイント

免責期間(フランチャイズ期間)が90日から30日に変更となります。

加入型		P1型	P2型	
親介護一時金額(一時金)		100万円	300万円	
一時払保険料	親の年齢	75才～79才	17,220円	51,650円
		80才～84才	43,660円	130,970円
		85才～89才	89,950円	269,840円

●年齢は2026年7月21日時点の満年齢です。

●団体総合生活補償保険/親介護一時金支払特約

免責期間(フランチャイズ期間)：30日

*要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット

(注) 親介護一時金支払特約は、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

(※1) 団体割引25%(被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

(※2) 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

弁護士費用補償^{(※1)(※2)}

加入型	A型
弁護士費用等保険金額	300万円
一時払保険料	1,730円

●弁護士費用等保険金額300万円、法律相談費用保険金額10万円

レジャー補償^{(※1)(※2)}

補償内容変更

今年度より、補償内容が変更となりました。

ポイント

- ・L1～L5型の廃止。
L1～L5型に加入されていた方は、B1～B5型で継続となります。
- ・携行品損害補償で補償していた漁具（釣竿、リール、たも網など）が補償の対象外となります。

更新前	2026年7月更新後
L1型	B1型
L2型	B2型
L3型	B3型
L4型	B4型
L5型	B5型

加入型		B1型	B2型	B3型	B4型	B5型
補償内容	日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	3億円限度				
	携行品損害保険金額 (免責金額3,000円)	30万円限度	20万円限度	10万円限度	20万円限度	—
	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	50万円限度	30万円限度	20万円限度	—	—
	受託物賠償責任保険金額 (免責金額5,000円)	30万円限度				
一時払保険料		5,980円	4,100円	3,110円	1,880円	1,160円

(※1) 団体割引25% (被保険者(本人) 総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。

(※2) 補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約も含まれます。)

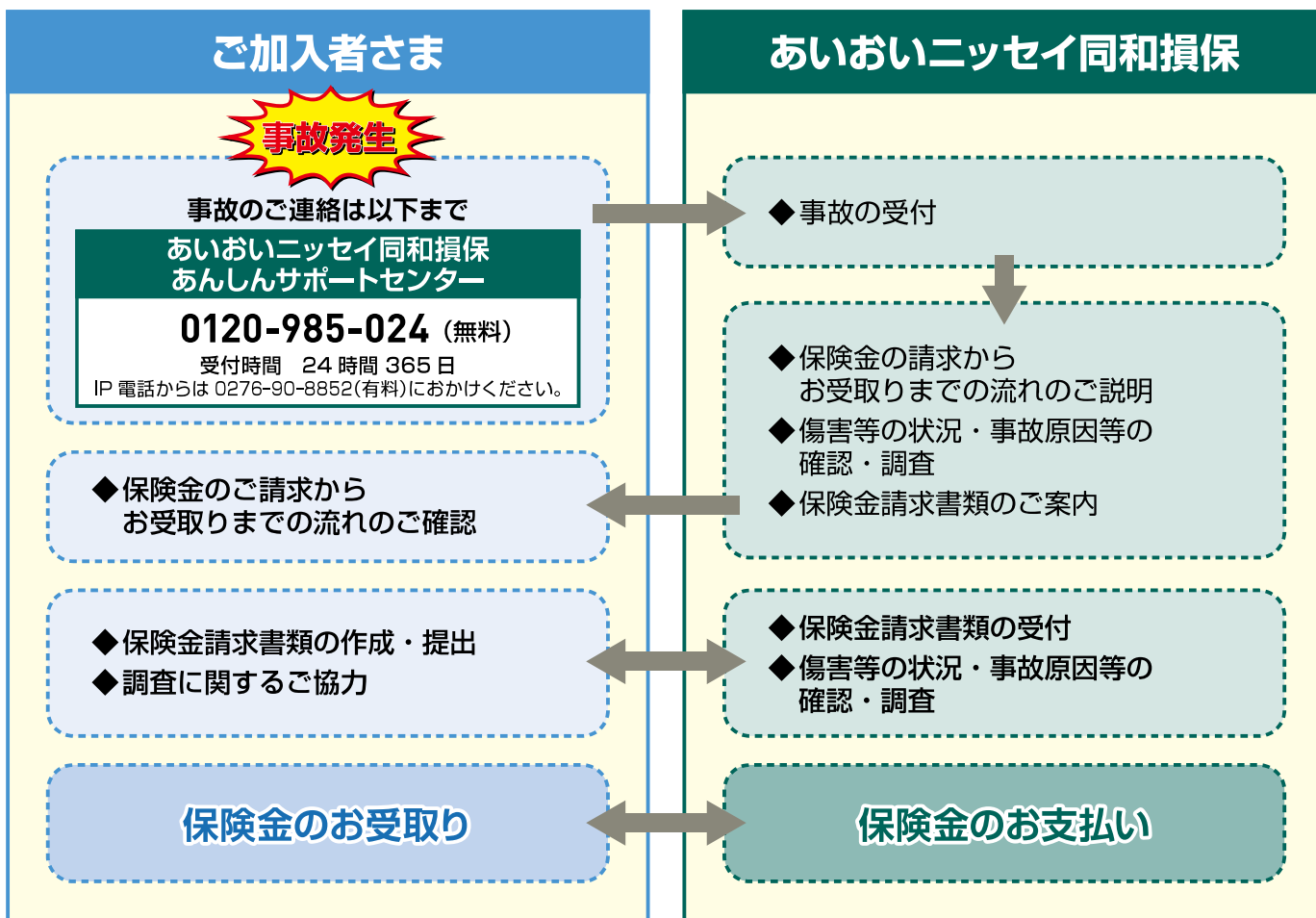
が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

*ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます) に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

万が一…事故が起きてしまったら

事故の発生から保険金をお受け取りいただくまで



Webによる傷害の事故連絡・保険金請求のお手続きが可能です！

24時間365日利用いただけます。
 (定期メンテナンス時期を除く)

ペーパーレスで
 スピーディな保険金請求が可能

1回のWeb手続きで
 事故の連絡から保険金請求まで完結！
 (3つの条件を満たした場合)

矢崎グループ専用!! 2つの入口があります。

パソコン

こちらの URL から手続きをしてください。

URL: <https://www.web-msad-ins.jp/scweb/?p=g7ny7>

スマートフォン

右記コードを読み取ってください。

URL: <https://www.web-msad-ins.jp/scweb/?p=g7ny7>



ご利用環境
 (推奨)

- ・スマートフォン iOS (iPhone/iPad) : iOS 最新バージョン (Safari)
 Android : Android 最新バージョン (Chrome)
- ・パソコン Windows : Microsoft Edge 最新バージョン
 Google Chrome 最新バージョン
 Mac OS : Safari 最新バージョン

Web 事故連絡の対象

「傷害」の事故が対象となります。

1回のWeb手続きで事故連絡から保険金請求手続きまで完結できる場合の条件が3つあります！

- ①ケガ*をしたご本人 (未成年の場合は親権者) の手続きであること。
 - ②ケガ*の治療が終了していること。
 - ③保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
 ただし、次の場合はWebのお手続きに加え、書類をご提出いただけます。
 該当する場合は、担当者からご案内します。
 - ・保険金の請求額が30万円を超える場合⇒診断書の提出が必要です。
 - ・医療機関等への照会が必要な場合⇒同意書の提出が必要です。
 - ・その他、請求にかかわる書類が必要な場合。
- *傷害の事故が対象になります。

3つの条件を満たしていない事故の場合

- Webで「事故の連絡をすること」ができます。
 連絡後、お手続き画面から保険金請求書類を印刷していただき、
 保険金請求ができます。(郵送料無料)
 - もちろん、お電話でも受け付けております。
- ※「傷害」「携行品」「疾病 (がん・介護除く)」が対象となります。

あいおいニッセイ同和損保
 あんしんサポートセンター **0120-985-024 (無料)**

あいおいニッセイ同和損保



団体総合生活補償保険 サービスのご案内



サービス専用ダイヤル：0120-4132-56

ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名その他、サービスご利用番号が必須となります。

なお、サービスご利用番号は取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。

「傷病補償」「傷病補償(ケガのみ)」をセットされた被保険者(補償の対象となる方)は、下記のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康・医療 ご相談

24時間 365日

健康・医療のご相談

ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関することに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日にも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

ホームヘルパーサポート

平日9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

(注1)ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。

(注2)一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル (法律)・税務 ご相談

平日13～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

法律のご相談

日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注1)一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談

日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注)一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

<ご注意>

保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご確認ください。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

「傷病補償」または「がん補償」「親介護一時金補償」をセットされた被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

医療カウンセリングサービス

ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンのご相談

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス

※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです(第二の意見)。

専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン(三者間通話)で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。

(注1) このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。

(注2) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

(例) 明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

健康安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康検診サービス 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	人間ドック施設のご紹介	病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。 (注) 地域によってはご紹介できない場合があります。	健康・医療のご相談 24時間 365日	健康・医療のご相談	日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なご相談などに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
	PET検診施設のご紹介	がんの早期発見に有効な最新の診断装置PETで検診を行う施設をご紹介します。 (注) 地域によってはご紹介できない場合があります。		病院情報のご提供	近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
介護安心サービス	介護安心相談	介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。	暮らしのトラブル(法律)・税務のご相談 平日 13～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	法律のご相談	相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 (注1) 一般的なご質問については、専門のスタッフが対応する場合があります。 (注2) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
	介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報を提供します。		税務のご相談	医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 (注) 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
	認知症TESTER(テスター)	電話で約20問の簡単な質問に答えるだけで、自宅でできる認知症チェックサービスをご提供します。 (注) ご利用は自動音声応答(IVR)となります。			
メンタルご相談 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	メンタルヘルスのご相談	人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 治療に関するご相談はお受けできません。			

優待 提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

全ての被保険者(補償の対象となる方※)は下記サービスをご利用いただけます。

※本サービスについては特約被保険者・介護対象者など、各特約の補償対象となる方を含みます。

CareWiz トルト for me をご利用いただけます。

- ・スマートフォンなどを使用してご利用いただくサービスです。
- ・年令、性別、代表証券番号、加入者番号-識別コードの入力が必要です。

詳しくは次ページをご確認ください。

New!

改定により、全ての被保険者（補償の対象となる方*）が 下記サービスをご利用いただけます。

*本サービスについては特約被保険者・介護対象者など、各特約の補償対象となる方を含みます。

CareWiz トルト for me

■歩行機能分析 ■口腔機能分析

動画を撮るだけ・録音するだけで、転倒リスクや免疫機能低下リスクを確認できます。AIが分析を行い、分析結果・おすすめトレーニングを提案します。おすすめトレーニングを実践することで、ケガの予防や、免疫機能低下によるフレイル※の予防につながります。

※「フレイル」とは、心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいい、誤嚥などの嚥下機能の低下につながります。

「CareWiz トルト for me」とは

概要紹介動画はこちら▶▶▶



AI技術を活用することによって、お客さまの身体機能（歩行・口腔）を分析します

スマートフォン等を使用しお客さま自身の歩行や発音を撮影・録音

AIが動画・録音を解析し、身体機能を把握

歩行機能や口腔機能を分析

分析結果と分析結果にもとづくおすすめトレーニングを提供

歩行機能分析

利用料無料

- 歩行機能分析 歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案
- 利用者のスマートフォンなどで「歩行動画を撮影する」ことによって身体機能分析（速さ/よこゆれ/かたむきなどを元にAIが分析）を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
- ※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

ご利用の流れ

- アクセス**
スマートフォンなどでCareWiz トルト for meへアクセス
※QRコードはご加入後にお渡しするサービスガイドをご確認ください。
※「QRコード」は（株）デンソーウェブの登録商標です。
- 必要事項を入力**
・「利用規約」を押下し、表示される利用規約をご確認ください。
・確認後、年齢、性別を入力し「次へ」ボタンを押下ください。
・代表証券番号、加入者番号-識別コードを入力し「次へ」ボタンを押下ください。
- 歩行動画を撮影**
・画面に表示されている流れに沿って歩行動画を撮影します。
・「個人情報」を押下し、表示される「個人情報の同意」をご確認ください。
・確認後、「個人情報に同意して」の□部分にチェックを入れ、「録画に進む」ボタンを押下してください。
・撮影の準備ができましたら「録画を開始する」ボタンを押下して歩行動画を撮影します。
- 分析結果とおすすめのトレーニングなどをご案内**
・分析が終わりましたら「結果を見る」ボタンを押下ください。
・分析結果とおすすめのトレーニング方法などが表示されます。

口腔機能分析

利用料無料

- 口腔機能分析 口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案
- 利用者のスマートフォンなどで「「パ・タ・カ」と発音する音声を録音する」ことによって口腔機能分析（滑らかさ/安定性/唇の能力/舌の能力などを元にAIが分析）を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
- ※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

ご利用の流れ

- アクセス**
スマートフォンなどでCareWiz トルト for meへアクセス
※QRコードはご加入後にお渡しするサービスガイドをご確認ください。
※「QRコード」は（株）デンソーウェブの登録商標です。
- 必要事項を入力**
・「利用規約」を押下し、表示される利用規約をご確認ください。
・確認後、年齢、性別を入力し「次へ」ボタンを押下ください。
・代表証券番号、加入者番号-識別コードを入力し「次へ」ボタンを押下ください。
- 録音開始**
・画面に表示されている流れに沿って録音を開始します。
・「個人情報」を押下し、表示される「個人情報の同意」をご確認ください。
・確認後、「個人情報に同意して」の□部分にチェックを入れ、「録音を開始する」ボタンを押下してください。
・「録音中」の画面に遷移しましたら「パ・タ・カ」と10回音に出してください。
- 分析結果とおすすめのトレーニングなどをご案内**
・分析が終わりましたら「結果を見る」ボタンを押下ください。
・分析結果とおすすめのトレーニング方法などが表示されます。

●上記サービス概要ならびに画面イメージは2025年3月時点のものであり、実際にご提供する内容とは異なる場合があります。

※ サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

- ・親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。
- ・「CareWiz トルト for me」については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。

※ サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※ サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※ 「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※ 「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※ 「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。

※ 「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

※ 「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。

よくあるQ&A

お手続きに関する Q&A

Q 今年の6月に結婚する予定ですが、今回の募集で婚約者は配偶者として加入できますか？

A 保険始期の2026年7月21日時点で配偶者であれば、ご加入いただけます。

Q こどもは何才から加入できますか？

A 2026年7月21日の保険始期時点のご年令が、下記年令の場合にご加入いただけます。
「傷病補償」生後15日以上の方
※同居・別居は問いません。

Q 夫婦で矢崎グループ企業に勤務していますが、妻は配偶者で加入できますか？

A 配偶者も本人として加入いただくことを原則としています。
※同じ会社でなくても、矢崎グループ団体総合生活補償保険を募集している会社に勤務している場合も同様です。

Q 海外勤務になります。
海外勤務でも加入できますか？また、海外でも補償されますか？

A 海外勤務の方もご加入いただけます。
ただし、傷病補償の先進医療費用補償、がん補償(G型)のがん先進医療費用およびレジャー補償の日常生活賠償の示談交渉サービス、ホールインワン・アルバイトロス費用、弁護士費用は、日本国内のみ補償の対象となりますのでご注意ください。また、受託物賠償責任は、日本国内において受託したものが補償対象となります。

Q Yプランに被保険者ご本人として加入しているこどもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A 保険期間中に結婚された場合でも、引き続きご加入いただけます。
親(矢崎グループ役員・従業員)が被保険者ご本人として、基本補償(1または2)と日常生活賠償補償、弁護士費用補償、受託物賠償責任補償のオプションに加入しているケースでは、日常生活賠償補償・受託物賠償責任補償・弁護士費用補償について、こどもも補償対象でしたが補償対象外となります。

Q 両親は加入できますか？

A 2025年7月21日始期の契約より、被保険者としてご加入いただけます。
加入可能な補償は、傷病補償もしくは傷病補償(ケガのみ)、がん補償となります。
また、親介護一時金補償については特約被保険者としてご加入いただけます。

Q 退職する予定ですが、補償はどうなりますか？

A 退職後は、パンフレットP.15~19をご覧ください。
4月・5月退職の方は、ご退職後の補償に変更してお申込みが必要です。
お手続き方法をご案内しますので、株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。
6月以降にご退職の方は、次年度からご退職後の補償に変更となります。

Q 補償内容を変更したいのですが。

A 傷病補償(S1型~S4型)、がん補償、休業補償、本人介護補償、親介護一時金補償について補償内容を「拡大」・「追加」する場合は、「健康状態告知」が必要です。
健康状態告知書質問事項をご確認いただき、Web手続き画面に入力または加入申込票(兼告知書)の告知欄を記入のうえ、ご提出ください。



Web募集上の「(参考情報) 過去の健康状態告知内容 特定疾病対象外疾病コード」および加入申込票(兼告知書)記載の疾病コードが表示されている場合、補償対象外となる病気・症状は何になりますか?



下記の一覧表でご確認ください。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合

下表のコードの横に★が記載された項目は、該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症 (医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症	H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜炎 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜炎 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜炎 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄疸	M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M6	肝臓・胆のう・すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●膿胸 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症	X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石	Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気	Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合

該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

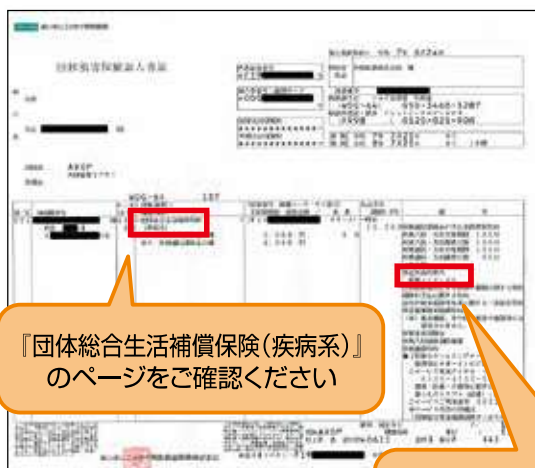
コード番号					
62: 乳腺症	63: 異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64: 妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67: 白内障	68: 緑内障	69: 椎間板ヘルニア
70: 腰痛症(ぎっくり腰など)	71: 椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72: 頸椎捻挫(むちうち症)	74: 神経痛	75: 関節リウマチ	77: 慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78: メニエール病・めまい	79: メニエール病	80: 梅毒などの性病	81: 梅毒・淋病	82: 自律神経失調症	83: 悪性貧血
84: 痔・脱肛	86: 高脂血症	87: 痛風	88: てんかん	89: 貧血症	90: (「疾病・症状名」欄に記載R0: された病気・症状)
91: 痔疾	92: 蓄膿症	93: 中耳炎	94: 骨髄炎	95: パセドウ病	96: 頭部外傷による後遺症
97: 腸閉塞	98: 職業病	99: 補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

Q 特定疾病対象外疾病コードとは何ですか？

A 補償対象外となる疾病範囲を表すコードとなります。2023年7月以前のYプランに加入する際、当時の健康状態告知事項に該当する病気があった場合、その病気を補償対象外とする条件を付して加入することが可能でした。
2023年10月に健康状態告知が改定されています。(Yプランでは2024年7月更改時より)
現在、保険金支払対象外となる病気・症状をすでに告知いただいている方は、再度告知をすることにより、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除でき、保険金支払いの対象に変更できる場合があります。

【過去の健康状態告知内容の確認方法】

■Web加入者証



『団体総合生活補償保険(疾病系)』のページをご確認ください

■e-Join!



『特定疾病対象外疾病コード:●●』と記載のある場合は、保険金支払い対象外となる疾病がございます

健康状態告知の内容のみを変更する場合は、e-Join!での手続きができませんので、取扱代理店：株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。

Q 一度脱退すると再加入はできないのですか？

A 再度加入いただくことも可能です。
ただし、健康状態告知を要する補償にご加入される際には、改めて健康状態告知が必要となります。
健康状態告知の内容によっては、ご加入できない場合があります。
※ご退職されている方は、再加入いただけません。(パンフレットP.15~19)

Q 結婚して姓が変わりました。変更したいのですが、どうすればいいですか？

A Webお手続きでは変更ができません。
変更につきましては、取扱代理店：株式会社ジョットインターナショナルまでご連絡ください。

Q 健康状態告知の回答に「はい」となる項目があると、新規加入・補償の拡大はできないのですか？

A 傷病補償(S1型~S4型)、がん補償、休業補償、本人介護補償、親介護一時金補償の新規加入・補償の拡大はできません。

補償に関する Q&A

Q 『ケガ』とはどういうものをいうのでしょうか？

A ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。
例えば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことに伴う疲労骨折、関節炎、靴擦れ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、補償の対象となるケガには含まれません。

Q 『ケガ』による通院補償はいつまでの通院が補償対象となりますか？

A ケガをした日からその日を含めて180日以内の通院のうち、90日がお支払いの限度となります。また、実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギブス等の固定具を常時装着した場合には、通院したものとみなす取扱いをする場合があります。この取扱いには、対象とする症状、固定する部位、固定具の種類について、所定の条件があります。なお、はり・灸・マッサージなどの施術は、医師の指示に基づかない限り補償対象外となります。

Q 帝王切開をして出産をしました。補償の対象となりますか？

A 公的保険制度の対象となる場合は、傷病補償の対象になります。健康状態告知の加入条件により、補償対象の可否が異なりますのでご注意ください。

Q 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが日帰りの手術は対象となりますか？

A 公的保険制度の対象となる場合は、疾病補償の対象となります。(ただし、入院中の手術と、それ以外の手術の場合では、手術保険金の倍率が異なります)健康状態告知の内容によって、補償対象の可否が異なりますのでご注意ください。

Q がん補償で「上皮内がん」「上皮内新生物」は補償されますか？

A 補償されます。

Q レジャー補償の携行品損害補償に夫が加入しています。夫の所有物を妻が壊してしまいました。対象になりますか？

A 夫が携行していない場合は、補償対象外です。

Q レジャー補償(日常生活賠償補償)に加入しています。こどもが自転車走行中に歩行者と接触し、相手にケガをさせてしまったのですが補償されますか？

A 法律上の損害賠償責任が発生した場合は、補償されます。ただし、事故の状況により歩行者に責任がある場合等は当事者の責任割合を考慮して金額が調整されます。

Q 2026年7月更改から傷病補償(S1~S4型)に先進医療補償が追加となりましたが、がん補償(G型)に加入した場合、先進医療費用保険金額はいくらまで出ますか？

A 傷病補償(S1~S4型)とがん補償(G型)に加入された場合、傷病補償の先進医療費用保険金額1,000万円に、がん補償のがん先進医療費用保険金額が上乗せとなります。がん診断確定された場合、そのがん治療のための先進医療を受けた際の支払い上限金額が変わります。傷病補償の先進医療費用補償(S1~S4型)とがん先進医療費用(G型)は補償が重複することがあります。補償が重複すると補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

Q こどもが学校から借りているタブレットを誤って壊してしまいました。レジャー補償(受託物賠償責任補償)に加入していますが、補償されますか？

A レジャー補償(受託物賠償責任補償)で補償されます。(2022年7月21日始期契約より)

Q 歩行中、自転車に追突されてケガをしました。示談交渉を弁護士へ依頼するのですが、その費用は補償されますか？

A 弁護士費用補償で補償されます。(2022年7月21日始期契約より)
費用の支出には、保険会社の同意が必要となります。弁護士への法律相談・委任等は、必ず保険会社とご相談のうえおすすめください。

その他 Q&A

Q 矢崎グループ団体総合生活補償保険は掛け捨てですか？

A はい、掛け捨てです。

Q 矢崎グループ団体総合生活補償保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A 全てが対象になるわけではなく、払い込みいただいた保険料のうちご加入の内容により所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
税法上の取扱いについては、2026年1月現在の税制に基づいた記載です。
上記取扱いは、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

Q 加入者証はいつ届きますか？

A 加入者証は紙での発送はせず、Webでご確認いただけるようになりました。
初めてWebで加入者証閲覧する場合、閲覧にお客さまコードが必要となりますので、取扱代理店：株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。
なお、勤務先や学校へ補償内容の証明書の提出が必要な場合は、取扱代理店：株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。

ご加入にあたっての注意

- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてお手続きしていただきます。正しく告知していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 健康状態告知・質問事項のWeb(現役)の回答内容や加入申込記載事項(職種、年齢、他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 記載の保険料は団体割引25%(被保険者(本人)総数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて試算しております。
- 先進医療費用補償特約、がん先進医療補償特約、所得補償特約、携行品損害補償特約、日常生活賠償特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約、弁護士費用特約と補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ホールインワン・アルパトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

- この契約は、矢崎総業株式会社(以下、団体という。)を保険契約者とし、団体ならびに団体の子会社の役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずQRコード・URLの「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意いたしますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(矢崎総業株式会社)に交付されます。
- 詳しくは下記QRコード・URLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。下記QRコード・URLからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

■重要事項のご説明



GN24-300732

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf

■お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN25-300012

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300012.pdf

■健康状態告知についてのご案内



GN24-300430

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300430.pdf

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<個人情報の取扱いに関する矢崎総業株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

この契約は、矢崎総業株式会社(以下、団体という。)を保険契約者とし、団体ならびに団体の子会社(以下、子会社という。)の役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

団体および団体の子会社は保険契約に関する情報を、保険契約の適正な引受・保険金の適正な支払い・保険制度の適切な運営に必要な範囲で利用し、団体が保険契約を締結した引受保険会社(共同保険の場合は共同引受保険会社を含みます。)に提供します。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

当件について同意いただけない場合は、取扱代理店:株式会社ジョットインターナショナル宛、5月12日までにお申し出ください。

引受保険会社

補償内容		引受保険会社
休業補償		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社)、 東京海上日動火災保険株式会社(非幹事会社)、 損害保険ジャパン株式会社(非幹事会社) 2026年度引受割合は2026年7月決定予定です。
レジャー補償		
弁護士費用補償		
傷病補償	ケガ部分	この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。 引受幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
	病気部分	
がん補償		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
本人介護補償		
親介護一時金補償		